

令和6年12月

中札内村議会定例会会議録

令和6年12月10日（火曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	山崎副村長兼務	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課参事	山澤康宏君	産業課参事	野原農業委員会事務局長兼務
総務課長補佐	下浦強君	住民課長補佐	平山直人君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 渡辺大輔君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	平澤悟君	書記	植松菜々美君
--------	------	----	--------

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会の報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		閉会中の所管事務調査報告
日程第 6		村政・教育行政執行状況報告
日程第 7	報告第 6 号	損害賠償額の決定についての専決処分の報告について
日程第 8	報告第 7 号	令和 5 年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の報告について
日程第 9	承認第 3 号	令和 6 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
日程第 10	議案第 59 号	中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 60 号	中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 61 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 62 号	職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 63 号	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 64 号	中札内村第三者農業経営継承者奨励金交付条例の制定について
日程第 16	議案第 65 号	中札内村中島農業センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 66 号	中札内村地域振興住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 67 号	中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 68 号	中札内村児童館に係る指定管理者の指定について
日程第 20	議案第 69 号	上札内交流館に係る指定管理者の指定について
日程第 21	議案第 70 号	令和 6 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 22	議案第 71 号	令和 6 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 23	議案第 72 号	令和 6 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 24	議案第 73 号	令和 6 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
日程第 25	議案第 74 号	令和 6 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年12月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番木村議員と5番福原議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（中井康雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

宮部議会運営委員長、登壇願います。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。

令和6年中札内村議会12月定例会について、12月3日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いました。

その内容をご報告いたしますので、会議運営について、ご協力をお願いいたします。

会期につきましては、本日から13日までの4日間であります。

今定例会への村長提案は、報告が2件、承認が1件、議案が16件であり、報告は損害賠償額の決定についての専決処分の報告についてと令和5年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の報告について、承認は一般会計補正予算の専決処分について、議案は条例の一部改正が8件、条例の制定が1件、指定管理者の指定が2件、一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算が5件となっており、その他、村政及び教育行政執行状況報告がなされます。

また、議会報告、提案等は、諸般の報告、閉会中の所管事務調査報告が2件であります。

請願等につきましては、陳情が2件提出されておりますが、資料配布の取扱いといたしました。

報告2件、承認1件、議案16件については、初日の本会議での審議としてください。

一般質問は、4名から5問の通告がありましたが、13日での質問を予定してください。

一般質問等で質問をする際に、写真やパネル等を使用する場合には、事前に議長の承認を受け、写真等の写しを議場内に配布してから質問をするようにしてください。

携帯電話及びスマートフォンの議場への持ち込みを禁止としますので、厳守いただくよう、お願いするとともに、今定例会で議会が導入したタブレット端末の活用を試行すること

とします。

以上であります。会期中、質の高い政策論議での会議となりますようお願いし、協議内容についてのご報告といたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月13日までの4日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの4日間に決定いたします。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

9月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書並びに定期監査所見については、印刷したものをお手元に配布いたしましたので、了承願います。

◎日程第5 閉会中の所管事務調査報告

○議長（中井康雄君） 日程第5、閉会中の所管事務調査報告について、両委員会による合同所管事務調査と合同村内所管事務調査の2件の報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

はじめに、総務厚生、産業文教常任委員会合同所管事務調査について、両委員会を代表して、大和田総務厚生常任委員長、登壇願います。

（大和田彰子総務厚生常任委員会委員長登壇）

○総務厚生常任委員会委員長（大和田彰子君） おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会、産業文教常任委員会合同所管事務調査報告をいたします。赤ナンバー4番をご覧ください。

総務厚生常任委員会と産業文教常任委員会は、合同による所管事務調査として、上士幌町を訪問し、調査を行ってまいりました。

調査目的は、本村で現在、課題となっております地域公共交通コミュニティバスについて、上士幌町の先進的な取組みである農村部デマンド交通、市街地循環バスなどの公共交通の運行状況、利用状況などを視察調査することです。

上士幌町では、令和元年度までは町民の交通手段として、路線バス2路線、タクシー、町営の福祉バスが合計で4路線が運行されていきました。

公共交通の年間経費が約1億円で、利便性を高めつつ、いかに経費を削減していくかが課題となっていました。

令和2年度から3年度には、4路線のうち利用頻度の低い農村地区3路線をデマンド運

行、事前予約制にすることで、空き時間を可視化し、沿線住民の利用拡大を図るための実証実験を行い、デマンド化に向けては、高齢者でも扱いやすく、誰でも簡単に操作できるタブレットによる事前予約システムを開発、導入しています。

システム導入にあたっては、地域おこし協力隊2名が中心となり、高齢者が集まるサロンでの説明会の開催や個別に訪問するなど丁寧なサポートを行っています。

現在の利用者数は23名で、そのうち22名がタブレットを利用しております。

令和4年4月から農村地区3路線が、デマンド型の予約制福祉バスとして実装化されたことで、バスの稼働時間と運行回数が大幅に減少し、福祉バス運行経費を600万円台に削減しております。

農村部デマンド交通、高齢者等福祉バスの事業内容です。委託先である上士幌タクシーが保有しているハイエース1台で運行されており、令和5年度の委託料は約690万円となっています。

週に3回、8時30分から15時30分まで利用でき、当日の乗車時間30分前までの予約が必要です。

無料で利用することができますが、行き先は市街地区の主要な10箇所の施設だけとなっていました。

また、自宅のタブレットのほかに、市街地主要施設5箇所に設置されたタブレットで帰りの予約もすることができます。

続いて、市街地循環コミュニティバスの事業内容ですが、町所有のハイエース1台で運行され、年間経費は令和5年度で約1,400万円ですが、そのうち600万円がハイエースの購入費用となっています。

火曜日、水曜日、金曜日の週3日運行され、誰でも利用できることができ、運行ルート内であればどこからでも乗車することができるようになっています。

利用料は1回100円となっていますが、65歳以上の方、障がいのある方、中学生以下などは無料となっています。

そのほかに、上士幌町では、令和6年10月からは郵便局の配送車を活用した貨客混載の実証事業や、令和4年12月からは無人走行の自動運転バスの実証実験が行われています。

最後にまとめですが、農村地区3路線をデマンド運行、事前予約することで人件費が削減され、タブレット操作については、高齢者が使いやすい設計、丁寧なサポートをすることで利用可能となっています。

今後、中札内村においても調査研究する価値があるのではないかと考えます。

また、市街地循環コミュニティバスの路線は、住民の要望を受け、町内を細やかに循環するような路線となっています。

本村では、公共交通を必要としている高齢者が多くいるものの、くるくる号の利用は停滞し、福祉移送サービスの利用が徐々に増加している状況にあります。

身体が不自由な方や要介護認定を受けている方が制限なく、安心して利用できるような福祉移送サービスの確保が必要ではないかと考えます。

本村のコミュニティバスくるくる号については、利用拡大に向けたルート変更や便数を増やすなど、運行方法を十分に検討する必要があるのではないかと感じるところです。

また、農村地区については、令和8年度からデマンド交通導入が検討されているようですが、どのような要望があるのかしっかりと把握する中でどのように運行していくのが、今後の大きな課題であると考えます。

以上、総務厚生常任委員会、産業文教常任委員会合同所管事務調査の報告を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、総務厚生、産業文教常任委員会合同村内所管事務調査について、両委員会を代表して、船田産業文教常任委員長、登壇願います。

（船田幸一産業文教常任委員会委員長登壇）

○産業文教常任委員会委員長（船田幸一君） 皆様、おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会、産業文教常任委員会合同村内所管事務調査報告をいたします。

赤ナンバー５番をご覧ください。

今年度の合同村内所管事務調査を１０月１０日に実施し、村公共施設の管理状況、工事の進捗状況、完成状況、道道静内中札内線、札内川上流地域などについて調査を行いました。

初めに、交流の杜の体育館床改修工事の状況と老朽化に伴い更新したサッカー場芝刈機の導入状況について確認をいたしました。

体育館の床は老朽化が激しく、利用者の安全確保と利便性向上を図るために、床の改修とラインの引き直しを行っていることを確認するとともに、新たに導入した芝刈機の活用状況、性能等について説明を受けました。

交流の杜はスポーツ交流の拠点施設であり、村民にもっと利用される施設となるよう対策に努めていただくことを望みます。

次に、老朽化に伴い令和２年度に新築された障がい者グループホームひばり荘の管理状況について確認しました。

施設のホールや居室などは整理整頓がされ、清潔に保たれており、入居状況や入居者の就労状況について説明を受けた後、施設の管理者と意見交換を行う中で管理状況について確認しました。

この施設は、障がい者にとっては必要な施設であることから、今後も適正な維持管理に努めていただくことを望みます。

次に、記録的な猛暑による熱中症対策としてエアコンが設置された中札内きらきら保育園のエアコン設置状況について確認しました。

保育園舎は南側に面し、日差しが強く、気温が高い日には、園児の健康管理が懸念されていましたが、エアコンを設置したことにより、快適に保育できる環境が整えられました。

今後も更なる気温上昇が懸念されることから、園児の体調面に配慮する中で、適正な維持管理に努めるとともに、冬期間の補助暖房として利用するなど有効利用にも努めていただくことを望みます。

次に、診療所内に設置されたリハビリテーション事業所とエアコンの設置状況について確認しました。

介護保険対象者の運動訓練及び動作訓練のための器具が新たに導入されていることを確認するとともに、通所、訪問による利用実績等について確認をしました。

高齢化社会を迎え、今後も需要も高まることから、適正な維持管理、管理運営を努めていただくことを望みます。

次に、札内川園地キャンプ場のトイレ炊事場整備工事についてですが、調査時は工事中であり、工事の進捗状況について確認しました。

新たに国立公園となった日高山脈襟裳十勝国立公園内に位置する札内川園地は、次年度から訪問者、キャンプ場等の利用者増加が見込まれることから、指定管理者と密接な連携を図る中で、適切な維持管理、管理運営に努めていただくことを望みます。

最後に、静内中札内線状況調査についてですが、道路や橋梁等の修復が進み、今年度は七の沢橋まで進入することが可能となり、平成２９年度の雪崩による被災と復旧状況、現道の

維持管理状況、上札内橋架替え工事等の進捗状況、大規模な落石が想定される箇所などについて確認しました。

静内中札内線の維持管理には、毎年多額の費用を要しておりますが、本年6月に国立公園に指定された日高山脈襟裳十勝国立公園に多くの来場者が見込まれること、水道水、農業用水、発電用水の水源地として水質保全管理とダムの維持管理のため、道路や橋梁等の補修、維持が必要であるという観点からも、重要道道として、今後とも適正な管理がされていくことを求めるところであります。

以上、合同村内所管事務調査報告とさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで所管事務調査報告を終わります。

◎日程第6 村政・教育行政執行状況報告

○議長（中井康雄君） 日程第6、村政執行状況報告並びに教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 定例会の開会に当たり、9月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷をもって配付させていただいておりますので、ご覧いただきたく存じます。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、本村における地域の防災力向上を図るため、9月20日、文化創造センターにおいて、巨大地震が発生したことを想定した総合防災訓練を実施いたしました。

小中学生や村民など391名の参加のもと、自衛隊による災害救助機材及び車両の展示、今年度から村と防災連携協定を締結しました北海道マツダ販売帯広店による電気自動車及びディーゼル車の展示のほか、消火器、煙体験コーナーの設置やAED講習などを行いました。

また、住民向け講演会では、釧路総合振興局危機対策室の西田和也氏を講師に迎え、「災害意識の向上」をテーマに巨大地震や風水害時に役立つ知識を一問一答形式で学ぶとともに、参加者による避難所運営ゲーム「DOはぐ」を実施いたしました。

また、11月14日、上札内交流館で上札内地区住民とともに非常用発電機の接続訓練を実施いたしました。

10月27日に執行された第50回衆議院議員総選挙での村の投票率は、前回の76.15%を2.3ポイント下回ったものの、十勝管内で最も高い73.85%となりました。

職員研修は、9月24日にコンプライアンス研修を、11月5日に管理職を対象にマネジメント研修を行いました。

前者では、人材育成コンサルタントの伊藤健司氏を講師に招き、自治体職員としての職務に必要な基本的な考え方や実際の違反事例に基づき理解を深めるとともに、違反行為を起こさない行動指針を学びました。

また、後者では、人材育成コンサルタントの五十嵐仁氏を講師に迎え、人事評価を活用するための評価者の基本的な考え方や、職員の能力向上を目的とした人事評価の活用方法について、グループ討議を交えながら学びました。

中札内村について学び、まちづくりに関心を持ってもらうことを目的とした中学３年生による模擬議会を１１月２９日に開催しました。

デジタル時代に相応しい学校備品のあり方や、まちなかキッチンスタジオの有効利用、まちなみの環境対策、子育て環境の改善・支援などについて、次代を担う生徒たちから様々な提案や意見をいただきました。

これらの意見は、今後の行政運営の参考とさせていただきます。

消防団についてですが、令和６年秋の叙勲において、元中札内村消防団副団長でありました廣瀬哲雄氏が５０年の永きにわたる消防団活動によるご功績により、瑞宝単光章、消防功労を受章されました。

９月１３日に行われた北海道消防協会十勝地方支部女性消防団員教育訓練に２名が参加し、要支援者に対する支援方法と応急手当についての研修を受講しております。

秋の全道火災予防運動が１０月１５日から３１日までの間、実施されました。

期間中は、女性消防団員による商業施設前での火災予防啓発のほか、各分団において農家地区一般家庭防火査察を実施しております。

また、期間中の火災発生はありませんでした。

１２月１日付で新たに２名の方が消防団に入団され、現在の団員数は５６名となっております。引き続き団員確保に努めてまいります。

次に、企画財政グループについてですが、令和７年度の予算編成については、１１月６日に職員への説明会を開催し、予算編成の基本的な考えを示したところであります。

令和７年度の地方財政の見通しについては、総務省の概算要求において、地方税と地方交付税などを合わせた一般財源総額は、令和６年度と実質同水準の予算を確保するとしておりますが、原油価格、物価高騰対策もあり財政状況が悪化する中、国の一般会計における概算要求総額は過去最大となっており、国の予算編成過程の動向を注視する必要があります。

新年度においても公共施設の長寿命化対策に係る経費等の増加が見込まれ、地方債の発行による公債費の増加や基金の取崩しは避けられず、財政運営はより厳しさを増すものと予想されます。

一方で、社会経済情勢は不連続的に変化しており、行政課題は複雑かつ多岐にわたります。

次年度予算は、村長改選期を控えていることから骨格編成となりますが、依然として不透明感が増す社会情勢の中において、行政運営の停滞は許されません。

そのため、中札内村にとって必要な事業を積極的に推進し、暮らす人、働く人を含め、本村に縁を持つすべての人々が誇りに思える美しい村としての存在価値をさらに高め、地域の希望を高める施策を展開するため、職員一人ひとりが主体性を持って創造的に予算編成に取り組んでまいります。

ふるさと会の活動については、札幌・中札内村ふるさと会が１０月５日にホテルノースシティで、東京・中札内ふるさと会が１２月７日にホテル・ルポール麹町で開催され、それぞれ関係団体代表の皆様とともに出席し、村の現状報告や情報交換をしながら親睦交流を深めることができました。

市町村交流事業については、「かわごえ産業フェスタ」が１１月１６、１７日の両日、ウェスタ川越で開催されました。

東京ふるさと会の役員の皆様のご協力をいただき、ＪＡ中札内村、十勝野フロマージュ、カントリーショップてんとうむしとともに物産販売や村のＰＲを行い、川越市民や姉妹都市交流委員会の皆様との交流が深まりました。

景観づくりの取組みについては、日本で最も美しい村連合に加盟する全国の町村が連携

し、連合設立記念日10月4日の前後に「ビューティフルデー」と称した環境美化活動を行っており、本村では9月28日に道の駅周辺の国道236号沿いや鉄道記念公園周辺で草取りを実施いたしました。

ふるさと納税業務は、10月1日からふるさと納税中間事業者への業務委託を開始いたしました。これにより寄附の受付や返礼品の受注業務など寄附業務を効率化させ、魅力ある返礼品の発掘、開発を進めてまいります。

また、11月25日から「ばん馬とのふれあい体験」をテーマとした、ふるさと納税クラウドファンディングを開始しており、目標金額を2億円として来年3月31日までの期間で募集を予定しております。

総合行政推進委員会については、まちづくり部会及び財政部会において、令和5年度の政策評価の結果に対し、村民評価をいただきました。

地方創生の取組みについては、次年度から開始する第3期総合戦略の策定に向け、庁内ワーキング及び本部会議において、次期戦略の審議を行いました。

この後、総合行政推進委員会の意見をいただきながら、計画策定を進めてまいります。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

税務出納グループについてですが、令和6年度分及び過年度分の税金または使用料等の連絡のない未納者に対する一斉徴収を、該当する担当課と協力して11月24日に実施いたしました。

戸別訪問により、未納分の徴収及び早期の納付を促しました。

固定資産税の適正な課税に向けて、ドローンを活用して建物などの状況を把握する現地調査を10月11日から11月6日までの期間、村内を巡回しながら行いました。

ドローンで撮影した画像と衛星写真、家屋台帳等と照合し、新築家屋や取り壊された家屋を発見した場合は、所有者に確認したうえで、その都度修正し、適正な課税に努めてまいります。

上札内小学校5、6年生を対象とした租税教室を12月18日に開催するため、9月に帯広税務署が開催した租税教室講師研修に担当職員が参加しております。

次に、住民グループについてですが、ごみの減量化、リサイクルによる再利用を目的とした、本年度最終となる古着、古布等の無償回収を11月16日にリサイクルセンターで実施し、57名の方々から搬入されました。

現在、年間3回の回収を行っておりますが、村民には一定程度の理解が得られ、ごみ減量化にも効果が大きい事業だと評価しております。

音響によるヒグマ退避型装置の実証試験については、5月から11月まで桜六花公園に設置し実施しましたが、昨年度と同様に音響装置への慣れなどにより、カメラに映る機会が増えており、行動範囲の変化も見られることから、これまでの記録データを基に岡山理科大学の辻維周教授と相談のうえで、次年度の対策と継続実施に向けて協議を進めてまいります。

また、令和5年度に購入した鹿ソニックは、5月から11月まで2件の農家に貸出しを行い、農業被害による実証実験を実施いたしました。

貸出しを行った農家に対して、農業被害状況など年間を通した設置効果について聞き取りを行うとともに、今後の対策について関係部署と協議を進めてまいります。

国民年金制度説明会については、11月9日に役場庁舎で実施いたしました。

15名の方にご参加いただき、年金制度の仕組みについて学んでいただきました。

健康保険証の発行については、令和6年12月2日から廃止され、原則マイナンバーカー

ドで保険証登録して利用するマイナ保険証に移行しております。

なお、マイナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証登録をしていない方には健康保険証の代わりとなる資格確認書が交付され、引き続き医療保険を受けることが可能であります。

また、マイナ保険証に関する情報については、広報8月号から12月号まで毎月掲載しPRに努力してきたほか、11月28日に開催したまちづくりトーク及び12月6日開催の行政区長会議において周知するなど理解活動に努めております。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金は、今年度新たに非課税となった世帯及び均等割のみ課税世帯を対象に、11月末現在1世帯当たり10万円を、95世帯に給付しております。

また、該当世帯のうち、18歳以下の児童を扶養する世帯には、子ども加算として児童1人につき5万円を、8世帯10名分を支給しております。

令和6年度定額減税補足給付金調整給付は、定額減税を補足する給付として、定額減税しきれないと見込まれる方へ現金を給付するもので、11月末現在675名に対し、2,754万円を支給しております。

65歳以上の方等の健康増進を図ることを目的として実施する高齢者等温泉利用助成は、11月15日現在、十勝エアポートスパそらの入浴券は114名、更別福祉の里温泉入浴券は24名の方が購入されております。

今年度の福祉灯油の支給は、燃料価格の高騰が継続している情勢から、低所得層の高齢者などが冬期間、安心して暮らせるよう、11月中旬から支給基準の上限である1世帯あたり2万円分の灯油購入券の支給を開始しております。

次に、保健グループについてですが、七色献立プロジェクト健康ポイント事業は、11月末現在、登録者数が719名となり、活動量計を活用した健康づくりに取り組んでいただいております。

また、一日の野菜摂取量のおよそ3分の1となる100グラムの野菜が入ったメニューをご提供いただく七色野菜彩りプラスは、村内13店舗の飲食店にご協力をいただき、7月から10月までの4ヶ月間で実施いたしました。

インフルエンザワクチン接種については、中札内村立診療所において、10月15日から接種を開始しております。

対象となる65歳以上の高齢者の方1,194名及び乳幼児から高校3年生相当の年齢までの対象者589名へ個別に案内を送付し、11月20日現在、704名が接種を終えております。

次に、今年度から定期接種となり、65歳以上の方等を対象に実施する新型コロナワクチンは、10月7日から接種を開始しており、11月20日現在、116名が接種を終えております。

次に、保育園についてですが、生活発表会を11月30日に開催し、子どもたちの成長する姿や練習の成果を保護者の方にご覧いただきました。

また、ファミリーサポートセンター事業として、依頼会員と援助会員の学習会を兼ねた交流会を10月19日に開催し、8名の会員が親睦を深められております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

本年度の農業生産の状況ですが、農産にあっては、7月、8月の雨不足が危惧されましたが、大きな気象災害も無く全般的に順調に推移したことから、堅調な出来秋となりました。

小麦が昨年度を超える生産高となったほか、馬鈴薯も昨年度の生産高を大きく上回る見込みとなっております。また、豆類、ビートも収量が良好な状況にあります。

畜産にあつては、生乳は収量、単価も良好に推移しており、安定している状況にあります。

なお、鶏や肉豚では昨年度を下回る品目もありますが、畜産全体では、生産高は前年を若干上回る見込みであります。

中札内村農協が取りまとめた暫定粗生産高は、農産が60億円程度、畜産が101億円程度、全体で160億円を超えると見込んでおり、昨年度の153億円を上回りそうです。

各種経費が高止まりしている中で、懸命に努力されました生産者の皆様をはじめ、関係機関の方々のご労苦に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

食育、地産地消関係では、中札内産食材の消費拡大と食の推進パートナー登録制度の普及を目指した粋匠品・食の応援団スタンプラリーは、昨年度よりも156通増の延1,427通の応募があり、抽選により村の特産品などを発送しております。

応募された方の地域別の内訳は、村内481通、道内831通、道外115通で、多くの方に来村いただき、中札内産食材を味わっていただけたと思っております。

6月19日から26日までの期間で実施したSNSを活用したフォロー&リポストキャンペーンは、当初のフォロワー数1万7,990人から1,489人増の1万9,479人となりました。

また、更なるフォロワー増加を目指し、2回目のフォロー&リポストキャンペーンを11月27日から12月6日の期間で開催いたしました。

大規模草地育成牧場では、夏季の放牧を終え、10月中旬以降、順次退牧を行い、10月末時点で昨年同時期よりも69頭減の590頭の舎飼を行っております。

また、大規模草地育成牧場では、これまで国の補助事業を活用しながら計画的な草地更新を行っておりますが、今年度は預託牛へ提供する量を超える牧草の収量があったことから、余剰分の牧草ロールを村内酪農家に販売することで、運営財源の確保を図る新たな取り組みを進めております。

林業関係では、村有林整備事業として、間伐13.96ヘクタール、保育間伐18.20ヘクタールが完了しております。

まちなかキッチンスタジオ及び農村環境改善センターの整備について、外構工事では緑地帯の芝生貼り工事及び駐車場の舗装工事等を終えたところですが、各種行事等での駐車場利用を可能とするため、11月22日に部分完了検査を行い、工事完了前ではありますが、23日から駐車場の利用が可能となっております。

また、改善センター1階の内部改修工事は、10月下旬に工事が完了し、椅子やテーブルの配置を終えたことから、誰もが利用できるサロンとして11月23日から一般開放をしております。

観光関係では、札内川園地は11月5日に今期の営業を終えたところですが、やまべ放流祭が雨天のため文化創造センターへ会場を変更したこともあり、今年度の利用者数は昨年度と比較して35%減の2万718名となりました。

また、道の駅なかさつないでは、10月6日に道の駅フェアを開催し、ポニーの乗馬体験や木育体験、消防車、パトカーの乗車体験などの催しを行ったほか、村内、管内のキッチンカーによる食市を開催し、約5,000人の方にご来場いただきました。

なお、道の駅の入込状況は、10月末時点では昨年同時期と比較して3.1%減の約57万1,000人となっております。

日高山脈襟裳十勝国立公園に係る取り組みでは、観光協会が9月28日に日高山脈のビュー

ースポットを巡る新たなバスツアーを企画し、道央圏から21名の方に来村していただきました。

当日は、日高山脈国立公園化PR事業実行委員会の須賀裕一実行委員長がガイドを務め、ツアー参加者に日高山脈の特徴や魅力をお話いただきました。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

最初に、工事の発注状況についてご報告いたします。

土木、建築及び上下水道に関する全ての工事発注が完了しております。

道路維持に関しては、村道の路面清掃作業を実施し、落ち葉等を収集するとともに、冬季に備えて支障木の枝払いなどの維持管理を行っております。

また、村道の定期巡回点検を実施し、必要に応じて随時、道路補修を行い、良好な道路維持に努めております。

建築関係では、村営住宅のストック改善工事を実施しました。

具体的には、公園団地1号棟の屋根鉄板の葺替えと外壁塗装を行い、長寿命化を図っております。

また、泉団地1号棟と2号棟の解体撤去工事、上札内地域における1棟2戸の地域振興住宅の建設工事が完了しております。

移住定住促進関係では、中札内スタイル住宅建設奨励対象2件、定住促進住宅取得奨励対象2件を認定するとともに、住宅リフォーム支援金については17件の補助決定を行っております。

また、移住促進協議会なかさつサポーターズ主催の移住者クリスマス交流会が12月7日にまちなかキッチンスタジオを会場に開催され、本村への移住者20名を超える参加者が集まり、クリスマスケーキ作りやゲームなどを通じて交流を深めました。

さらに、移住定住担当職員2名となかさつサポーターズのメンバーが、9月27、28日に大阪、10月18、19日に東京で開催された北海道移住交流フェア2024に参加し、北海道への移住や定住を検討されている方々に本村をPRしてまいりました。

村営住宅の入居に関しては、一般公募住宅で3件、随時募集住宅で5件の入居が決定しております。

本年度の除雪対象路線は、村道延長161キロメートル、歩道延長24キロメートル、駐車場等の公共施設は47箇所となり、冬期間における通行の安全性を確保してまいります。

また、除雪作業の安全確保を図るため、共同企業体運営委員会による除排雪業務安全研修会が11月22日に開催され、共同企業体の代表者や除雪作業に従事する職員等が参加いたしました。

研修会では、除雪時の交通安全及び労働安全対策についての注意喚起が行われ、除雪体制の構築に関する課題の協議や除雪作業に向けた準備が進められました。

さらに、住民自らが行う除排雪の負担軽減や除雪ボランティア活動を推進することを目的とした除雪機購入費補助金は、6件の補助決定を行いました。

水道関係では、良質で安全な水道水を供給するため、浄水場の濾過池における濾過砂の洗浄を行い、浄水機能の維持に必要なメンテナンスを終えております。

下水道関係では、浄化センターにおける汚泥処理を正常に維持するため、指定管理者と協議しながら放流水の水質保全や微生物による処理の調整を行い、薬品の使用量削減に努めております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、上田教育長、登壇願います。

(上田禎子教育長登壇)

○教育長(上田禎子君) 定例会の開会にあたり、9月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについて、ご報告させていただきます。

はじめに、学校教育の状況であります。村内小中学校の児童会、生徒会の代表が一堂に会して、いじめ根絶に向けて意見交換する子ども会議を11月12日に開催し、各校の取組みがより良くなるために話し合いました。

令和8年度から導入する中学校のジェンダーレス制服のサンプル展示を各小中学校において、10月28日から11月21日まで行い、児童生徒にそれぞれが気に入ったデザインへ投票してもらいました。

また、11月22日に性の多様性を考える講演会を開催し、トランスジェンダーの当事者で現職の北海道議会議員である湊上綾子氏から多様性を尊重し合う社会づくりの大切さについてお話をいただきました。

当日は、中学校新制服のサンプル展示を行い、保護者や地域の方にも投票していただきました。

学校給食では、児童生徒に、地元で生産、製造されている安全、安心な食材に対しての理解と愛着をより一層深めてもらうため、本村で生産された食材を使用したふるさと味覚給食を9月20日と11月28日に提供しました。

次に、社会教育の状況であります。文化事業では、11月3日に村民文化祭が開催され、中札内オンステージでは、子どもから大人までこの日のために練習した踊りや歌声、演奏を披露しました。

式典では、文化振興に貢献された2名に対し、文化賞を授与いたしました。

作品展示では、村民の皆様から多数出品があり、文化月間事業も5事業が実施されております。

今回も企画から開催まで、多くの村民の皆様の参加、協力を得て開催することができました。

また、十勝文化団体協議会からの表彰では、興農区在住の岡田豊さんが、永年にわたり吟道の普及発展にご尽力されていることから、文化功労賞を受賞いたしました。

なお、アートに相応しく、管内では唯一、中札内村から8年連続で十勝文化団体協議会文化賞等の受賞者を輩出しております。

11月18日に、アーツブレッド中札内村実行委員会主催による学校コンサートが文化創造センターを会場に、村内小中学生及び中札内高等養護学校生徒を招いて行われました。

児童生徒は、世界的ヴァイオリニストのダヴィデ・アローニャ氏とピアニストのジュゼッペ・グロッタ氏の優美な演奏に感動していました。

交流事業関係では、川越市児童生徒の移動絵画展を10月25日から文化創造センターや各学校において展示しております。

また、川越市訪問交流事業は、令和7年1月8日から11日までの3泊4日で、中学1年生10人の派遣を決定しました。

青少年国際交流派遣研修事業は、令和7年3月23日から29日までの期間、中学2年生9人の派遣を決定しました。

なお、研修先であるアメリカ・ハワイ州のエバ・マカイ・ミドルスクール生徒の来村については、同校において訪問事業費の確保が難しいことから、今回の来村は中止となりました。

図書館事業では、10月27日から11月10日まで図書館脱出ゲームのイベントを行

い、11月9日から16日まで除籍本などの古本市を開催して、子どもから大人まで参加をいただきました。

また、高齢や障がい等の理由で来館が困難な方を対象に、図書宅配サービスを今年度末まで試験的に実施しております。

体育関連事業では、9月16日に村民登山会、9月29日にパークゴルフ大会、12月1日にゲートボール大会を開催しております。

また、10月14日にファミリーマラソン大会を開催し、ゲストとして北海道十勝スカイアースの3選手が参加して大会を盛り上げていただきました。

当日は、快晴だったこともあり、近年で最大の延168名の参加となりました。

村民に運動の習慣化を促す事業として、ちくだいKIPと連携したフィットジャーニーを開催し、個人に合わせたコースで楽しみながら健康な体づくりに取り組んでおります。

部活動の地域移行の段階的な取組みとして、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、バレーボール部、ソフトテニス部、吹奏楽部及び総合文化部に外部指導者を試行的に導入し、その検証を行い、持続可能な形を目指してまいります。

最後に、各種検定では、今日現在で198名の申請があり、昨年度末の174名をすでに超えております。

中学3年生は、1クラスですが、すでに高校生レベルの英語検定準2級に13名も合格しており、過去最高となりました。

ポロシリ大学の学生は、1月の漢字検定に4名受験する予定であります。

子どもから高齢者まで、自ら学び自己に挑戦する姿は、生涯学習の推進につながっております。

以上、主要事項について申し上げ報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで各執行状況の報告は終わります。

休憩をしたいと思います。

午前11時10分まで休憩いたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

◎日程第7 報告第6号 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について

○議長（中井康雄君） 日程第7、報告第6号、損害賠償額の決定についての専決処分の報告についてを議題にいたします。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

令和6年7月2日、教育委員会職員が札内川総合運動公園ソフトボール場の散水作業を行うため、村公用車で移動中、文化創造センター東側駐車場内において、駐車場を出ようと後退してきた相手車両の後方バンパーと接触したものであります。

修理を終え費用が確定したことから、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定、本則第2項の規定に基づき損害賠償額を決定し、相手方損害のうち、本村責任割合の3割分4万6,490円を賠償したものであります。

議会の委任による専決処分事項の指定に基づく専決処分であることから、内容をご理解くださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

報告第6号、損害賠償額の決定についての専決処分の報告については、報告済といたします。

◎日程第8 報告第7号 令和5年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の報告について

○議長（中井康雄君） 日程第8、報告第7号、令和5年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、報告書の提出がありました。

提出者からの説明を求めます。

上田教育長、登壇願います。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 中札内村教育委員会の活動状況に関する点検及び評価について、ご報告申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和5年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いましたので、別冊のとおり提出し、ご報告申し上げます。

なお、別冊は教育委員会議の議案として承認決定されたものであります。

詳細につきましては、教育次長より説明を申し上げますので、内容をご覧いただき、今後の教育行政の執行にあたり、ご助言をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（中井康雄君） 補足説明、渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） 補足説明を申し上げます。

教育委員会では、効率的な教育行政の推進に資するとともに、村民への説明責任を果たすため、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、報告書を作成しました。

今回、別添黒ナンバー6の報告書を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、中札内村議会に報告するものです。

教育委員会では、点検及び評価の実施を通じて、施策効果の検証と改善を図りながら、教育行政の着実な推進に努めてまいりますので、報告書の内容をご覧いただき、ご助言をいただければと考えております。

なお、点検及び評価を行うに当たりましては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るとされており、元教育委員の山口博子氏から指導、助言をいただいておりますことを申し添え、補足説明とさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

この報告書については、報告済といたします。

◎日程第9 承認第3号 令和6年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長（中井康雄君） 日程第9、承認第3号、令和6年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、令和6年10月27日に執行された第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判員国民審査に係る経費について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 承認第3号、令和6年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、令和6年度中札内村一般会計補正予算、令和6年専決第4号をご用意願います。

最初に、1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ503万2,000円を追加し、総額を57億6,000万4,000円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和6年10月1日、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであります。

次に、7ページをお開きください。

2款総務費、5項選挙費、2目衆議院議員選挙費、説明欄をご覧ください。

衆議院議員選挙費に係る追加になります。

選挙事務従事者の報酬及び職員手当等の経費や入場券等の印刷費、投開票機器の点検修繕、郵便料、ポスター掲示場の設置・撤去委託費用等を追加するもので、総額で503万2,000円を追加するものです。

なお、特定財源として、衆議院議員選挙委託金として、歳出同額を追加するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

承認第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第3号、令和6年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認されました。

◎日程第10 議案第59号 中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第11 議案第60号 中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第12 議案第61号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第13 議案第62号 職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) この際、日程第10、議案第59号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11号、議案第60号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12、議案第61号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13、議案第62号、職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

8月に人事院が国家公務員に対する給与改定の勧告を行い、その後、11月に勧告どおり給与改定を行うことが閣議決定されました。

本村の職員給与については、これまで国家公務員に準じた改正を行ってきていることから、給料及び期末勤勉手当等について、条例の一部を改正するものであります。

また、これまで職員に準じて改正している議会議員及び村長等特別職の期末手当についても、過日開催した特別職報酬等審議会において審議いただき、諮問どおり答申されましたので、合わせて関係条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(中井康雄君) 補足説明、中道総務課長。

○総務課長(中道真也君) 議案第59号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第60号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号、職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例の制定について、一括して補足説明を申し上げます。

本議案は、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与について、令和6年8月8日の人事院勧告のとおり改定を行うことが、11月29日、閣議決定されたことに伴い、国家公務員に準じて改正を行うものです。

まずはじめに、令和6年人事院勧告による給料及び勤勉手当に関する概要について、ご説明申し上げます。

今年度についても、昨年度同様、民間給与との格差を埋めるため、3年連続となる月例給与とボーナスの引き上げがありました。

給料は民間企業との官民格差を踏まえ、採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げ、大卒一般職で2万3,800円、12.1%の引き上げ、高卒一般職で2万1,400円、12.8%の引き上げとなります。

また、若年層に特に重点を置きつつ、すべての職員を対象に、全俸給表が引き上げとなります。

また、期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引き上げ、年間支給月数を年間4.5月分から4.6月分へ改定しようとするものです。

さらに、寒冷地手当では、民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引き上げ改定しようとするものです。

次に、黒ナンバー13番の議案関係資料1ページをお開きください。

議会議員及び費用弁償等の関する条例及び村長等の給与等に関する条例の一部改正についてであります。これまでも職員に準じて改正を行ってきており、手当は期末手当の一本での算定となっております。

期末手当の令和6年度は、12月期分に100分の10、0.1ヶ月分を加算して、100分の235の支給に改定しようとするものです。

また、令和7年度以降の支給についても、0.1ヶ月分引き上げ、支給月数を年間4.6ヶ月分に改定しますが、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう支給率の調整を図るものであります。

次に、2ページの中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧ください。

附則といたしまして、第1項として、この条例は公布の日から施行し、適用は12月1日となります。

また、附則第2項では、本年12月に支給する期末手当にあつては、すでに6月期末手当の支給が終わっておりますことから、本則第5条第2項中、12月については、改正後の100分の230を乗じて得た額とするを、100分の235を乗じて得た額とするとしております。

次に、附則第3項では、12月分として支給を受けた改正前の期末手当分は、本条例改正後の期末手当分の内払いとする旨を規定しております。

次に、3ページの中札内村長等の給与に関する条例の一部を改正する条例ですが、附則については、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例と同様の内容となりますので、説明は省略させていただきます。

いずれの改正も条例可決後、年内に支給いたします。

また、本改正につきましては、11月19日に開催した特別職報酬等審議会で諮問し、同月27日に諮問通りの内容で答申されております。

次に、4ページをお開きください。

一般職員の期末勤勉手当については、年間支給月数を現行の4.5ヶ月分から0.1ヶ月分を引き上げ、4.6ヶ月分に改定しようとするものです。

支給月数の引き上げ分については、上段の6年度では12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05ヶ月分を引き上げ、下段の令和7年度以降は、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が、6月期及び12月期で均等になるよう配分となります。

次に、5ページをお開きください。

定年前再任用職員の期末勤勉手当についても、一般職に準じ改定するもので、年間支給月数を現行の2.35ヶ月分から0.05ヶ月分を引き上げ、2.4ヶ月分に改定しようとするものです。

次に、6ページをお開きいただき、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧ください。

第14条第2項は、一般職の期末手当で、現行の100分の122.5を乗じて得た額を100分の125に改めるもので、7ページの附則第3項において、令和6年12月に支給する期末手当に関する特例措置として、100分の125を100分の127.5とすることとしております。

次に、本則第14条第4項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の改定で、100分の68.75を100分の70に改めるもので、同じく附則第3項において、令和6年12月に支給する期末手当に関する特例措置として、100分の70を100分の71.25とすることとしております。

次に、第14条の4第2項は、一般職の勤勉手当で、100分の102.5を乗じた額を100分の105に改めるもので、附則第4項において、令和6年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置として、100分の105を100分の107.5とすることとしております。

次に、第4項は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当で、100分の48.75を乗じた額を100分の50へ改めるもので、同じく附則第4項において、令和6年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置として、100分の50を100分の51.25とすることとしております。

なお、附則第1項において、この条例は公布の日から施行し、附則第2項において、改正後の職員の給与に関する条例の別表第2、給与の改定については、令和6年4月1日から適用するものとし、改正後の給与条例第14条及び第14条の4の規定する期末勤勉手当については、令和6年12月1日から適用するものです。

なお、本改正は条例可決後、年内に支給いたします。

また、今回の人事院勧告に基づく主な給与の影響額がありますが、特別職における期末手当で20万9,000円、一般職では、給与改定で、特別会計も合わせまして1,160万円、期末勤勉手当で773万7,000円となっております。

次に、8ページから11ページは、行政職給料表新旧対照表となっておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

村の給料表における平均改定率は、全体で3.8%の改定率ではありますが、初任給をはじめ、若年層に重点を置き、概ね30歳代後半までの職員に重点を置いた改定となっております。すべての職員に全俸給表の引き上げ改定となっております。

最後になります。

次に、12ページをお開きください。

職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表となり

ます。

世帯主であり扶養親族のある職員が、現行2万6,380円が、改正後2万9,400円に、3,020円の引き上げ、その他の世帯主が、現行1万4,580円が、改正後1万6,200円に、1,620円の引き上げ、その他の職員が、現行1万340円が、改正後1万1,500円に、1,160円の引き上げ改定しようとするものです。

本改定による影響額は、特別会計も合わせまして、94万1,000円となります。

なお、この条例は、附則により、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとしております。

以上で補足説明終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第59号から議案第62号、これらの4件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第59号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第59号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第60号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第61号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決い

たします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第62号、職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第63号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第14、議案第63号、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、医療保険各法の規定による被保険者証及び組合員証の廃止が令和6年12月2日から施行されたため、この改正に準じて本村の条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長補佐より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） それでは、補足して説明させていただきます。

黒ナンバー13番、議案関係資料をご用意願います。

13ページをお開きください。

新旧対照表により説明させていただきます。

今回の改正は、これまでは医療機関を受診する際に、医療費助成の受給者証とともに、健康保険証の提示をする必要がありましたが、健康保険証が12月2日から新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行したことから、条例第7条の条文を改正するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第 6 3 号に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 6 3 号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 6 3 号、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 3 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 6 4 号 中札内村第三者農業経営継承者奨励金交付条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第 1 5、議案第 6 4 号、中札内村第三者農業経営継承者奨励金交付条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、基幹産業である農業の担い手確保に資するため、新たに第三者農業経営継承者奨励金交付条例を制定し、農業経営の安定支援を図ろうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、尾野産業課長。

○産業課長(尾野悟里君) それでは、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 5 番、議案の 1 9 ページをお開きください。

はじめに、この条例は、中札内村新規就農者誘致に関する特別措置条例を廃止し、新たに中札内村第三者農業経営継承者奨励金交付条例を制定しようとするものです。

第 1 条は、目的として、本村の農業振興に資するため、第三者農業経営継承者に対して奨励金を交付し、今後の農業経営の安定を図ることを目的に支援を行うと、本条例の目的を規定しております。

第 2 条は、定義として、第三者農業経営継承者の要件について、本村に住所を有し、年齢が経営開始日において 1 8 歳以上 5 0 歳未満の者で、村内で農業を営む認定農業者、または認定新規農業者であること、経営移譲者または村内の認定農業者の元で就農に必要な生産技術や経営管理方法等の実践的な営農実習の経験があることなどの要件をそれぞれ定めております。

第3条は、奨励金の額として、農業経営開始に必要な取得費用に係る支援として、1年目は600万円、2年目、3年目はそれぞれ100万円とし、1経営体につき800万円を上限とすることを規定しております。

第4条は奨励金の申請について、第5条は交付決定について、それぞれ定めています。

第6条は奨励金の返還として、奨励金の交付を受けた継承者が5年以内に離農または休業もしくは村外に転出した時ほか、各号のいずれかに該当する時は、奨励金の一部または全部を返還させることができる旨の規定を定めております。

7条は、規則への委任に係る規定を定めております。

最後に、附則ですが、この条例は令和7年1月1日から施行しようとするものです。

また、本条例の施行に伴い、中札内村新規就農者誘致に関する特別措置条例は廃止することになります。

なお、本条例の施行規則は、黒ナンバー13番、議案関係資料14ページに掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第64号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番船田議員。

○1番（船田幸一君） この条例については、個人を対象にしているということでありませう。

ただ、中札内においては、1戸1法人、つまり1人、1世帯で1法人になっている、営農されている方がいらっしゃいます。

この条例の中では、1戸1法人について触れていない。

これについてはどのように解釈したらいいのか、教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 野原産業課参事。

○産業課参事（野原誠司君） 今の法人の関係についてお答えしたいと思います。

法人についても該当する場合はあるということと考えております。

経営主プラス役員については対象にならないですけども、そこで法人で働いている従業員については対象になると考えております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 今までも中札内村で新規就農ということで、全く親族的ではなくて、第三者で継承された方も数名おられるのではないかなというふうに思います。

その中で、今まではこの新規就農者誘致に関する特別措置条例の中で進めてこられたと思うのですが、今回、第三者農業経営継承奨励金の交付金の条例制定ということなのですけども、最初の新規就農者誘致の条例と、この第三者継承になった段階で、変更になった点がないのかなのか。

その辺がちよっと見えてこないのか、もし何か変更になった内容等についてあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 野原産業課参事。

○産業課参事（野原誠司君） 新規就農者誘致に関する特別措置条例と、今回提案させていただいています第三者農業経営継承者奨励金の変更点について、お答えしたいと思います。

す。

まず、新規就農者の条例につきましては、約20年前に認定支給をしております、20年経っていますので文言、面積とか年齢要件とか、そちらの方を見直しさせていただいております。

また、一番支援の仕方、方法を良くしたいということがございまして、今回、全面改正をさせていただいております。

支給の仕方を良くしたいという具体的な内容ですけども、今回、1年目600万円、2年目、3年目、100万円、100万円とさせていただいておりますけども、関係機関と第三者継承につきまして協議する中で、一番、営農開始して1年目につきましては、運転資金などがとても必要になるということもありまして、今までは100万円を3年だったですけども、今回は1年目を600万円、2年目、3年目を100万円ということにさせていただいております。

あと、条例に支給する金額の積算についてですけども、廃止しようとしている条例ですけども、農地の賃借料2分の1を5年間、営農開始から3年で300万円、農業関係制度資金に関する資金ですね、5年間を利子補給するという内容になっていまして、今回、モデルケースとして試算させていただいて、約750万円、5年間で750万円という試算をさせていただいています。

今回については、総額で上限800万円ということで、50万円拡充させていただいているんですけども、こちらにつきましては、昨今の物価高騰などありますので、そちらの方で50万円拡充させていただいたということとしております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 今説明聞いていますと、結構変わっている点もあるのだなということがわかりました。

今回、制定なので、こういった出し方になると思うんですけども、どちらかというと改正の方が近いのかなというふうに感じたんですけども、改正であれば改正前と改正後の変更された点が提示されるわけですけども、今回は制定ということでそういった変更になった部分が載ってこないといいでしょうか、こうやって質問して聞いてようやくわかるような状況なんですけども、確かに新規就農で入ってこられた方というのはかなり初期投資も非常に大きいものがございまして、なかなか経営に乗るまで大変なこともわかりますので、やはりこの奨励金あたりも以前よりもアップされたということも理解できるところでございします。

この奨励金につきましては、この奨励金、上限800万円ですけども、これの財源といいたいでしょうか、これは村単独で全部補助するのではなくて、国あたりも幾らか補助していただけるということで理解してよろしいのかどうか。

多分、今国の方も農家戸数の減少やら農業人口が減少しているということで、いろいろな制度を出してきていると思いますけども。

今までも多分国やらの補助もあったのかなというふうに思いますけれども、その辺はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 野原産業課参事。

○産業課参事（野原誠司君） 村以外の国の支援ということでお答えさせていただきたいと思います。

併せまして、国の支援、今回、補正予算の方でもご提案させていただいておりますけども、

農業次世代人材投資事業補助金、経営開始資金というものがございまして、１年間に１５０万円、今回ですと夫婦型になりますので１．５倍になるのですが、そちらを受給できる見込みでいます。

所得制限がございまして、今回、１月から３月分を補正の提案をさせていただきますけれども、新年度予算につきましても、１２ヶ月分を見込んでおります。

あと、今回提案させていただいています第三者継承の奨励金につきましても、村の基金を充てる予定でいます。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） それでは、これで質疑を終わります。

議案第６４号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論は終わります。

議案第６４号、中札内村第三者農業経営継承者奨励金交付条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第６５号 中札内村中島農業センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第１６、議案第６５号、中札内村中島農業センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中島農業センター内の使用施設について、施設の有効活用と利用者の利便性を向上させるため、中札内村中島農業センター設置条例の別表で定める使用区分に新たに相談室を加え、その使用料を規定する改正を行おうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、補足説明申し上げます。

黒ナンバー５番、議案２０ページの中札内村中島農業センター設置条例の一部を改正する条例について、議案関係資料により説明をさせていただきます。

黒ナンバー１３番、議案関係資料の１６ページの新旧対照表をお開きください。

中札内村中島農業センターにつきましては、主に中島地区の方に利用していただいてい

る施設になりますが、玄関を入れて右側すぐにあります資料室は、開設当初から資料や物品の保管庫を目的とした部屋とし、これまでは一般の貸出利用は行っていない部屋でした。

しかしながら、今年度に入り、中島農業センターの指定管理者である中島農業センター運営委員会から、少人数等での打合せ会議等で、資料室を一般開放してはどうかという意見をいただいたところです。

村では運営委員会の意見を踏まえ、条例別表に定める使用区分に新たに相談室を追加し、一般貸出ができる部屋とするとともに、使用料を公共施設使用料の算定基準面積に基づき算定し、1時間当たり200円とするものです。

最後に、附則についてですが、この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第65号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第65号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論は終わります。

議案第65号、中札内村中島農業センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

休憩をしたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第17 議案第66号 中札内村地域振興住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第17、議案第66号、中札内村地域振興住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、上札内地域における地域振興住宅の新築に伴う一部改正であります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 中札内村地域振興住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきます。

黒ナンバー１３番、議案関係資料１７ページをお開き、新旧対照表をご覧ください。

本案件は、ただいま提案説明ありましたように、今回の地域振興住宅管理条例の改正は、上札内地域に１棟２戸の地域振興住宅の新築を受けて、車庫の使用料を定めた第１６条に係る別表第２の追記となります。

建設年度ほか、追加するとともに、文言の修正も併せて整理を行おうとするものでございます。

なお、この団地名につきましては、村営住宅入居者選考委員会のご提案を賜る中で、「上札内かしわ」という名称にさせていただいております。

施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第６６号に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第６６号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第６６号、中札内村地域振興住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 議案第６７号 中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第１８、議案第６７号、中札内村水道事業給水条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により、水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、水道事業給水条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきます。

黒ナンバー 13 番、議案関係資料 18 ページをお開きください。

本案件は、ただいま提案説明ありましたように、今回の水道事業給水条例の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、令和 6 年度より水道施設の社会資本整備に関して、これまでの厚生労働省から専門的な知見を有する国土交通省へ移管が行われたとともに、水質基準等に関しても、厚生労働省から環境省へ移管されましたが、今回、所管省庁の移管に伴い、水道事業に関する災害発生時の迅速な対応が求められていることを背景に、水道事業の技術者資格について要件を緩和することで技術者を確保し、水道事業の基盤強化を図るものでございます。

18 ページをご覧ください。

第 38 条では、布設工事監督者の資格の改正を行っており、18 ページから 21 ページまで改め文を記載しております。

21 ページをお開きください。

第 39 条で、水道技術管理者の資格の改正を行っており、21 ページから 23 ページまで、改め文を記載しております。

施行期日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第 67 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番木村議員。

○4 番（木村優子君） 少し確認をさせていただきます。

今回、国の省庁の移管とか、あと、生活衛生と関係法令の整理ということで、改正ということで、こちらの方の条例の一部も改正されたということなのですからけれども、先ほどの説明だと、災害発生時に迅速に対応するためにということでご説明があったのですけれども、この改正で具体的にはどういったことが期待されて、どういう効果があるのかということについて、もう少し詳しくご説明をお願いします。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 木村議員の質問にお答えしたいと思います。

18 ページを開いていただきまして、これ、例で出させていただきますが、(1) をご覧

いただきたいと思います。

今年の1月1日に能登半島の大地震がありました。

その中で、水道を復旧するのに工事監督者の資格ですね、こちらを有する方のそういった体制づくりになかなかそういった資格を有する人に応援ができないということで、各都道府県から応援ということで、いろいろ駆けつけて災害復旧に当たっていたところでございますけども、(1)で書いてありますとおり、これまでは2年以上の水道業務に関する技術の実務に従事した経験を有する者というところで書いてありますけども、この部分につきましては、3年以上の、もちろん水道もいいのですが、河川もしくは道路、下水道に携わった方でも、3年以上そういったような技術的なことに関わることで、その布設管監督者ということで対応ができるというように緩和されたものでございます。

これは一例ですけども、そういった内容が書いてございまして、そういった資格者の緩和ということで、そういう技術者を対応に当たれるというような状況にしたものでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） なければ、これで質疑を終わります。

議案第67号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第67号、中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第68号 中札内村児童館に係る指定管理者の指定について

○議長（中井康雄君） 日程第19、議案第68号、中札内村児童館に係る指定管理者の指定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内村児童館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、補足説明いたします。

黒ナンバー５番、議案の２８ページをお開きください。

児童館の主たる設置目的は、子どもの健全育成を図ることにあわせ、地域の児童福祉に関する援助機能が含まれています。

中札内村社会福祉協議会は、平成１９年４月より今年度末まで、通算で１８年間の指定管理受託者であるとともに、地域の子どもの対象とした放課後児童クラブの運営を開設当時から受託しております。本村の児童育成に関する長年の経験とノウハウが蓄積されております。

つきましては、令和７年４月１日から５年間の中札内村児童館の管理運営について、中札内村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第５条第１項第１号に基づき、前回の指定と同様に、公募によらない方法で指定の団体を選定するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第６８号に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第６８号に対する討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第６８号、中札内村児童館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２０ 議案第６９号 上札内交流館に係る指定管理者の指定について

○議長（中井康雄君） 日程第２０、議案第６９号、上札内交流館に係る指定管理者の指定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、上札内交流館の指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき提案するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） 補足説明を申し上げます。

上札内交流館の指定管理者の選定にあたりましては、地方自治法第２４４条の２第３項

及び中札内村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条に基づき、9月2日から9月30日までの期間で公募を行い、上札内地域に居住されている方々で構成する上札内企画の1団体から応募があったところです。

10月9日に指定管理者選定委員会において、上札内企画からヒアリングを行い、施設の安全管理と円滑な運営に関する知識、能力を有し、災害時の地域の避難所としての初動対応や放課後の児童の見守りを一体的に行い、より利用しやすい環境と地域づくりや利用者拡大に向けた自主事業の積極的な展開が期待できることから選定し、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間で指定管理者として指定するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第69号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） それでは、質問をさせていただきます。

このたび、上札内の交流館ということで、新しく上札内企画ですか、そういった名称で名乗り出てくれたというか、良かったなって私も感じているところです。

それで、全員協議会でもある程度お聞きしているのですが、自主事業計画ということで、様々な計画が立てられております中に、自主事業計画というのがあって、それ5種類ほど書かれてあります。

交流館で行う子どもの健康づくりだったり、自然観察会、ピザ焼きとか、そういうのが書かれておりました。

以前のそういった指定管理者は、こういった事業が今までどうだったのかなって、ちょっと振り返りまして、そこら辺がわからないので、以前もそういうのはされていたのか。

それとも、新たに今回、上札内企画がこういった事業を計画しているのかお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） 現在の指定管理者の団体におかれましても、地域の方と連携して、天体観測会ですとか、子どもたちを対象にしたミニ四駆の作成、走行会などの事業は展開しております。

今回、その現在協力いただいている地域の方々が中心となって、新たに上札内企画という団体を設立しまして、そこでさらに子どもから大人まで対象とした健康づくり事業ですとか、自然観察会といって、冬にスノートレッキングを行ったり、あるいはピザ焼き体験行ったり、そういった事業を積極的に展開していく考えでいるところでございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 以前もいろいろされていたということでわかりました。

この新しい上札内企画、こういった事業もとてもいいなと思っておりますけれども、今までのイメージとしては、上札内住民の方が主にこういうのに参加されていたのではないかなって考えるのですよね。

今後、新たな指定管理者が出たということで、中札内の子どもたちにももっともっと交流して参加するような、そういった企画周知というか、そういうのが今後大事ではないかなって考えますけれども、その辺の今後の進め方というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） これまでは確かに上札内地域の方を中心とした事業が多かったかなというふうに思います。

今後は、上札内地域に限らず村全体に向けての事業を展開していくこと、さらには宿泊事業にも力を入れまして、村外から来た宿泊者に対しても、体験メニューをつくって利用していただいて、交流人口を増やすということも考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） わかりました。

とてもいい内容だと思います。

私も宿泊の方もちょっと気になっておりまして、黒ナンバー6番の50ページにもそういう利用状況、各公共施設の利用状況が出ているのですが、上札内交流館の宿泊者数を見ますと、そんなには多くなくて、主に宿泊団体は少年団か何かなのかなって思っておりますが、その、やはり少ないですね、1桁だったり、夏場だったら少し多いのですが、

こういったとても良い宿泊施設があるので、今後、国立公園になりましたので、上札内経由で園地の方に行くという方々や、それで園地の方で宿泊あるのかなって考えますと、ちょっと調べましたら、今、園地の山岳センターですか、そこは宿泊は今なっていないですね。

キャンプ場とかトレーラーハウスだったりバンガローだったり、そっちの方に行っておりますので、山岳センターの中の宿泊は、昔泊まったことあるのですが、そこは今やっていないということがわかったのですが、そういった意味も込めて、上札内の地域でそういった宿泊もできるよという、村外から来た人たちが、そういうPRも大事なのかななんて思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（中井康雄君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） まさにそうですね。

村外の方にも多く訪れていただいて、上札内交流館を利用していただきながら、国立公園化になった日高山脈ですとか、村内のいろいろな観光名所もありますので、そういったところを巡っていただければなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） すいません、今の教育次長の答弁についての質問なのですがよろしいですか。

先ほど、交流館についての宿泊者を増やしていく取組みを行うということで言われていたのですが、交流館においてはあくまでも教育施設であって、研修を伴うような宿泊でないと受け付けていないと私理解していたのですが、その辺いかがでしょう。

○議長（中井康雄君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺大輔君） 利用の要件としては、いわゆる宿という利用は認めていませんので、社会教育事業といいますか、何か活動をする際の宿泊場所という場合に限って許可しているところでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 理解いたしました。

単に宿泊する人を増やすだけではなくて、そこを拠点にした研修場所としての活用を進めていくということで理解いたしました。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） なければ、これで質疑を終わります。

議案第69号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第69号、上札内交流館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第70号 令和6年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第22 議案第71号 令和6年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第23 議案第72号 令和6年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第24 議案第73号 令和6年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について

◎日程第25 議案第74号 令和6年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第21、議案第70号から、日程第25、議案第74号までの令和6年度中札内村一般会計、特別会計及び各事業会計補正予算についての5件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ5,832万1,000円を追加し、総額を58億1,832万5,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ3,544万8,000円を追加し、総額を5億5,243万6,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ929万4,000円を追加し、総額を3億9,250万円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業会計であります。収益的支出に95万1,000円を追加し、資本的収入から73万6,000円を減額するものであります。

次に、公共下水道事業会計であります。収益的支出に34万4,000円を追加し、資本的支出から17万7,000円を減額するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、はじめに、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第70号、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー8番、一般会計補正予算書より、歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源についても併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

また、請負残のみの説明は省略させていただき、概ね100万円以上の増額補正、減額補正及び特徴的な補正の一部についても併せて説明いたします。

最初に総体的な事項としまして、先ほど条例改正において決定いただきました議員報酬、村長等給与、職員の給与に関する条例の一部改正などによる人件費の補正について、説明させていただきます。

はじめに、46ページをお開きください。

1. 特別職の表、下段、比較の欄になります。

長等の欄、期末手当20万9,000円の追加は、支給月数の0.1ヶ月分引き上げによるものであります。

また、議員の欄、17万6,000円についても同様の理由によるものです。

次に、47ページをご覧ください。

2. 一般職に係る給与費明細書であります。扶養手当、住居手当、児童手当は異動等によるもの、管理職手当、時間外勤務手当、寒冷地手当、共済費は人事院勧告に伴うベースアップ分、また、時間外手当につきましては追加も含んでおります。

それから、期末勤勉手当における支給月数0.1ヶ月分の引き上げ、寒冷地手当の改定等を行っております。

また、48ページ及び49ページに、会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員別のそれぞれの明細を添付しております。

さらに、一般職の具体的な増減額の明細は、次の50ページに、給与及び職員手当それぞれの増減分として記載をしております。

なお、介護保険特別会計、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計3会計の人件費に係る部分についても、給与改定、勤勉手当の引き上げ等によるものでありますので、人件費に係る補足説明は省略させていただきます。

それでは、戻っていただきまして、16ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄上段、退職手当組合負担金126万2,000円の追加は、給与改定に伴い追加するものです。

次に、ページ下段、2款総務費、2項企画費、1目企画総務費、説明欄下段、18節負担金補助及び交付金、地方バス路線維持対策補助金79万9,000円の追加は、令和6年度実績等による追加で、運転手確保のための人件費及び福利厚生費の増額、燃料代高騰等により追加をするものです。

次に、21ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、説明欄下段、19節扶助費、高齢者等通院タクシー交通費102万円の減額は、4月から11月まで人工透析通院者がいなかったことから減額をするものです。

なお、特定財源として、福祉基金繰入金を同額減額するものです。

次に、22ページをご覧ください。

3目障害者福祉費、説明欄中下段、介護給付費300万5,000円の追加は、重度訪問介護サービス、施設入所サービスの実績増により追加をしようとするものです。

また、その下段、訓練等給付費 1, 3 7 9 万 6, 0 0 0 円の追加は、就労系サービス利用者増により追加するものです。

なお、特定財源として、国及び道の介護給付・訓練等給付費負担金をそれぞれ追加するものです。

次に、2 7 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目環境衛生費、説明欄中段、有害鳥獣駆除補助金 9 3 万 5, 0 0 0 円の追加は、クマ檻設置数の増加、シカ及びアライグマ捕獲数の増加等により追加をするものです。

次に、3 2 ページをお開きください。

6 款農林業費、2 項農業費、4 目土地改良事業費、説明欄中段、1 1 節役務費、手数料 4 4 万円の追加は、次期土地改良事業のための客土土取場候補地として、土質試験手数料を追加するものです。

次に、3 8 ページをお開きください。

8 款土木費、5 項住宅費、1 目建築総務費、説明欄下段、定住促進補助金 1 8 5 万 1, 0 0 0 円の追加は、住宅リフォーム支援金の申請件数の増により追加をするものです。

なお、特定財源として、ふるさと活性化基金繰入金を併せて追加するものです。

次に、その下段、3 目村営住宅管理費、説明欄下段、1 0 節需用費、修繕料 4 8 0 万 4, 0 0 0 円の追加は、今後の退去時修繕や給湯ボイラー、ストーブ等、今後の修繕費用を見込み追加をするものです。

次に、3 9 ページをお開きください。

9 款消防費、1 項消防費、1 目消防組合費、説明欄中段、とちち広域消防事務組合負担金 2 1 2 万 1, 0 0 0 円の追加は、当初予算における職員費に充当すべき繰越金額の控除額に誤りがあったことから、不足となる負担金分について、今回補正をするものです。

次に、4 4 ページをお開きください。

1 0 款教育費、5 項社会教育費、3 目社会教育振興費、説明欄下段、スポーツ振興奨励事業補助金 1 8 9 万 5, 0 0 0 円の追加は、大会助成の申請件数増加に伴い、追加するもので、特定財源としてスポーツ振興基金繰入金を追加するものです。

次に、4 5 ページをお開きください。

1 0 款教育費、5 項社会教育費、4 目文化創造センター管理費、説明欄中段、1 7 節備品購入費、一般備品 7 8 万 7, 0 0 0 円の追加は、ハーモニーホール用プロジェクターが修理不能となったことから、今回新たに購入をしようとするものです。

次に、歳入の補正となります。

戻っていただきまして、9 ページをお開きください。

1 0 款地方交付税、1 項、1 目地方交付税、説明欄上段、普通交付税 2, 2 1 7 万 6, 0 0 0 円の追加は、歳出との財源調整を行うものであります。

次に、1 1 ページをお開きください。

1 5 款道支出金、2 項道補助金、1 目総務費補助金、説明欄中段、地域づくり総合交付金 1, 5 0 0 万円の減額は、馬鈴しょ高能率収穫支援事業が国庫補助金の対象事業に該当するため、道補助金の要件を満たさなくなったため、減額をするものです。

次に、下段、1 6 款財産収入、2 項、1 目財産売却収入、説明欄下段、宅地分譲地売却 1, 3 9 5 万 5, 0 0 0 円の追加は、ヴィレッジときわ野第 5 次分譲地 8 区画のうち 7 区画が売却となったことから、追加をするものです。

次に、1 2 ページをご覧ください。

18款繰入金、1項基金繰入金、3目公共施設等整備基金繰入金680万円の減額は、基金充当事業の契約額確定により、基金繰入額を減額するものです。

次に、6目福祉基金繰入金162万円の減額は、認知症グループホーム改修事業及び恵津美ハイツ改修事業補助金の確定並びに高齢者等通院タクシー交通費の減額によるものです。

次に、7目食と農業農村振興基金繰入金1,490万円の追加は、先ほど説明いたしました15款道支出金の地域づくり総合交付金の減額に伴い、財源を振替するため、基金繰入金を追加するものです。

次に、その下段、10目文化振興基金繰入金290万円の減は、文化創造センターマイク・受信機等更新工事の契約額確定などによるものです。

次に、最下段、19款、1項、1目繰越金1,796万円の追加は、繰越金のうち、留保財源分全額を財源充当として充当するものです。

次に、13ページをお開きください。

21款村債、1項村債、6目土木債、説明欄最下段、未舗装道路改修事業債190万円の減額は、事業費確定により減額をするものです。

最後、戻っていただきまして、6ページをお開きください。

第2表の地方債補正であります。それぞれ事業費の確定に伴い、起債限度額を変更するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） それでは、黒ナンバー9番、国民健康保険特別会計補正予算書をご用意いただき、7ページをお開きください。

歳出予算と併せて歳入予算についてもご説明いたします。

2款保険給付費、1項、1目一般被保険者療養給付費の説明欄、療養給付費2,439万6,000円の追加及び2項、1目一般被保険者高額療養費の説明欄、高額療養費1,075万3,000円の追加は、入院日数の増加などにより、予算に不足を生じる恐れがあるため、所要額を追加するものです。

なお、療養給付費及び高額療養費に係る特定財源につきましては、財源内訳に記載のとおり、北海道からの保険給付費等交付金普通交付金を同額で見込み、歳入予算において追加しております。

次に、8款諸支出金、1項、3目保険給付費等交付金償還金3万2,000円及び8ページにいきまして、1項、4目特定健康診査等負担金償還金26万7,000円の追加は、令和5年度において交付、収入済であります普通交付金及び特別交付金の精算により、道への返還が生じたことから、追加するものであります。

なお、財源調整は、歳入の4款繰入金及び5款繰越金を追加し調整するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、介護保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

黒ナンバー10番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただき、6ページをお開きください。

歳入歳出とも、概ね30万円以上のものを抜粋し、歳入予算から説明させていただきます。

す。

ページ上段、1 款介護保険料、1 項、1 目第 1 号被保険者介護保険料 4 1 4 万 4, 0 0 0 円の増額は、今年度を初年度とする第 9 期介護保険事業計画に基づく介護保険料基準月額
の引上げに伴うものです。

見込額より増加している要因としましては、所得段階別の保険料について、第 9 段階から第 1 3 段階までに変更となり、所得段階別の合計所得金額が高い対象者が多かったこと
などによるものです。

ページ中段、2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 1 2 1 万 6, 0 0 0 円の増額は、対象経費となる歳出側の介護給付費の増額に伴うもので、その下、2 項国庫補助金、1 目調整交付金 3 0 万 4, 0 0 0 円の増額も同様の理由によるものです。

同じく 7 ページ上段、3 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金 7 6 万円の増額及びページ下段、4 款支払基金交付金、1 目介護給付費負担金 1 6 4 万 2, 0 0 0 円並びに 8 ページ上段、6 款繰入金、1 項、1 目一般会計繰入金、説明欄、介護給付費繰入金現年度分 7 6 万円についても、既定の率を乗じて増額しています。

続いて、歳出を説明いたしますので、9 ページをご覧ください。

2 款保険給付費、1 項、1 目介護サービス等諸費、細節、居宅介護サービス等給付費 5 3 4 万 2, 0 0 0 円の増額は、介護サービス利用者の増によるもので、サービス付高齢者住宅に入居し、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が一体的に提供される定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用及び地域密着型通所介護、デイサービスになりますが、などが見込みよりも多くなっています。

ページ下段、2 項、1 目高額介護サービス等諸費、説明欄、高額介護サービス等給付費 1 2 5 万 2, 0 0 0 円の増額も同様に介護サービスの利用者の増によるものです。

次に、1 0 ページ下段、3 項、1 目高額医療合算介護サービス等諸費は、前年度 8 月 1 日から当該年度 7 月 3 1 日までの介護保険サービスと医療保険の自己負担分が基準額を超えた場合に支給するものですが、給付費の額が確定したため、5 1 万円を減額するものです。

1 2 ページをお開きください。

中段、4 款地域支援事業費、2 項、1 目介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄、1 8 節負担金補助及び交付金、通所型サービス費 8 5 万 5, 0 0 0 円の増額は、要支援の方を対象とするデイサービスの利用件数の増加に伴うものです。

最後に、1 3 ページ、中段、5 款基金積立金、1 項、1 目介護保険事業基金積立金は、歳入側の第 1 号被保険者の介護保険料が見込みよりも増額になったことから、2 2 4 万 5, 0 0 0 円を計上しています。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） それでは、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計の補正予算について、補足説明を申し上げます。

はじめに、簡易水道事業会計の補正予算であります。

黒ナンバー 1 1 番、簡易水道事業会計補正予算書 1 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1 ページと 2 ページに第 1 条の総則から第 5 条の議会の議決を経なければ流用できない経費の補正を定めております。

3 ページをお開きください。

補正予算実施計画となります。

3 ページに収益的収入及び支出、4 ページに資本的収入及び支出の実施計画を記載しておりますが、15 ページから17 ページまでの補正予算に関する資料、補正予算内訳書により、補正概要を説明申し上げます。

15 ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出であります。

1 款簡易水道事業費用、1 項営業費用、10 目原水及び浄水費と、13 目総係費については、双方とも先ほど可決いたしました職員の給与に関する条例の一部改正による人件費の追加補正が含まれております。

また、委託料、消耗品費の減額補正については、競争入札等執行及び契約額の確定による補正理由の場合は省略させていただきます。

15 ページ、中段をご覧ください。

10 目原水及び浄水費、19 節薬品費、1 細節、次亜塩素酸ナトリウム9万円の追加は、南札内浄水場において、局地的な集中豪雨等の影響により、濁度や色度が高く発生している状況を受けて、水質保全及び末端給水における残留塩素値の確保を行うため、追加するものでございます。

次に、17 ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入であります。

1 款簡易水道事業資本的収入、1 項企業債、1 目簡易水道事業債40万円の追加及び2 項負担金、1 目工事負担金113万6,000円の減額は、水道管移設撤去工事、南札内浄水場中央監視装置機器更新工事の工事請負費が確定したことを受けて、財源調整を行うものでございます。

次に、戻っていただきまして、5 ページから10 ページまで給与費明細書、11 ページには補正予算キャッシュフロー計算書、12 ページ及び13 ページに補正予算予定貸借対照表を記載しているとともに、14 ページには補正予算予定損益計算書を記載しております。

お目通しをよろしくお願い申し上げます。

次に、公共下水道事業会計の補正予算に移らせていただきます。

黒ナンバー12番、公共下水道事業会計補正予算書1ページをお開きください。

まず1ページには、第1条の総則から第4条の議会の議決を経なければ流用できない経費の補正までを定めております。

2 ページをお開きください。

補正予算実施計画になります。

2 ページに収益的収入及び支出、3 ページに資本的収入及び支出の実施計画を記載しておりますが、10 ページ及び11 ページの補正予算書に関する資料、補正予算内訳書により補正概要を説明申し上げます。

10 ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出であります。

1 款公共下水道事業費用、1 項営業費用、12 目総係費34万4,000円の追加は、先ほど可決いたしました職員の給与に関する条例の一部改正による人件費の追加及び減額を行っております。

また、10 ページ中段の委託料と報償費につきましては、随意契約による見積合わせを行い、契約金額が確定したため減額するものでございます。

次に、11 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出であります。

1 款公共下水道事業資本的支出、1 項建設改良費、1 3 目固定資産購入費、3 節工具・器具・備品 1 7 万 7, 0 0 0 円の減額は、沈降剤を一定の速度で注入するために購入した沈降剤注入定量ポンプや、マンホール内の内部を立ち入ることなく状況を確認することができる管診鏡等を購入したものでございますが、随意契約による見積合わせを実施し、購入額が確定したため減額するものでございます。

最後に、戻っていただきまして、4 ページから 5 ページに給与費明細書、6 ページには補正予算キャッシュフロー計算書、7 ページ及び 8 ページに補正予算予定貸借対照表を記載していると同時に、9 ページに補正予算予定損益計算書を記載しております。

お目通しをよろしくお願い申し上げます。

以上で公共下水道事業の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、休憩をしたいと思います。

午後 2 時 1 0 分まで休憩いたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時 5 2 分

再開 午後 2 時 1 0 分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

議案第 7 0 号から議案第 7 4 号、これらの 5 件を一括して質疑を行います。

質疑はございますか。

6 番戸水議員。

○6 番（戸水隆君） 黒ナンバー 8 番の方で何点か質問します。

ページが、i p a d でいくと 1 9 ページ、ペーパーでいくと 1 6 ページになりますね。

総務費、企画費、下段の企画一般経費、負担金補助及び交付金、地方バス路線維持対策補助金ということで、先ほど説明がありましたけれども、利用実績に応じてという言葉が聞こえたのですが、確認なのですけども、あくまでもこの中札内の村民の方の利用実績に応じて、その利用実績の割合で金額が提示されてくるのか。

乗れば乗るほどどんどん高くなるということなのか、それとも、あまりにも乗る方が少なくて経費がかさむので高くなるのか、その確認をしたいと思います。

もう 1 点は、ページでいくと 3 2 ページ、i p a d は 3 5 ページになりますね。

農業費の土地改良事業費の中段ぐらいに、土地改良一般経費、役務費、手数料 4 4 万円というところでご説明ありましたけれども、客土に使える土を土壌診断というのか、実際使えるのかどうかという検査に出すという説明だったと思うのですが、これについて、場所がどこなのか。

西札内の育成牧場というお話でしたか、ちょっとその確認と、もしこれが客土に使えるかどうかという結果が出ますと、どれだけの土の量があるのか。

立米数、これと畑に実際客土にするとどれだけの農地の面積分を賄えるのか。

それと、もしこれが使えるとなると、今、道営事業で除礫だとかいろいろ入ってきてますけども、右岸地区は大方終わりに近づいていると思うのです。

これからは左岸地区は入ってくるので、間に合うのだと思うのですけども、例えば、もう右岸地区で事業終了して終わってしまっている方、そういった方も間に合うのかどう

か。

この事業はもう終わってしまったら、せっかく土が出てきたのだけでも使えないで終わりだというのか。

その確認もしたいと思います。

もう一つお聞きします。

ペーパーでいくと31ページ、i p a dは34ページ、農業費の2番、農業振興事業費、農業振興事業費、負担金補助及び交付金、農業次世代人材投資事業補助金56万3,000円のところなのですが、午前中に宮部議員の質問のところで若干触れたかと思うのですが、ちょっと局長の説明の中に、夫婦でっていう言葉が聞こえたので、ちょっとその確認なのですが、自分、資料自分で揃えたのですけども、1人月12万5,000円なのですけども、配偶者については書かれていないのです。

それで、計算してもちょっと56万3,000円というのは割返せないで、先ほど夫婦で1.5倍という説明があったので、1.5倍だと3ヶ月分なのかなという計算になるのですが、その確認をしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 私の方からは、1点目の地方バス路線維持対策補助金についてお答えいたします。

こちらの補助金につきましては、広尾線の全体の経常収益から経常費用を除いた経常損益、こちらに対して、国、道から補助金が十勝バスに入るのですけれども、その残りの部分を広尾線の沿線6自治体で負担しているという補助金でございます。

計算におきましては、実際にその地域の住民が何人乗ったという計算ではなくて、走行キロ数によって按分をして、それぞれ沿線6市町村で負担しているというところでございます。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 32ページの手数料の関係でございます。

こちらの方につきましては、土地改良事業による客土事業につきましては、平成27年以降できていない、そういうような状況がありました。

本議会の中でも喫緊の課題ということで意見を頂戴していたところでございます。

今回、産業課との協議を行って、現在、今道営事業で草地造成を取組むべき実施計画を取りまとめ中なのですけども、その中で、今後客土事業として土取りできるところが、できるかもしれないという箇所が西札内の牧場のところですね、見つかったことから、今回、土質、土壌調査ということを行うということになりました。

この部分に関しては喫緊の課題ということで、私どもも施設課で捉えておりましたので、今回、早急に取り進めるべきことで補正予算を計上させていただいたのですけども、量の部分につきましては、今回の、どこまでの範囲で、どこまでの深さまで取れるかということとも見極めていく段階の土壌検査になります。

数万立米は取れるのではないかなというような、もし使えるということになれば、そういったことも可能になってくるので、具体的な量はちょっと、今の中ではちょっと、これからの計算になるかなというふうに思います。

それと、今後の道営事業のことで質問がありましたけども、これから左岸地区の方に入りますが、左岸地区の中でも客土がほしいというような要望の声もあるかと思います。

その後、左岸が終わった後には、また右岸というような形で取組んでいきたいというような所管課の中では考えているところでございますので、左岸が終わった後、しっかりと

要望して、右岸地区にも客土の事業でそういった土壌の、含めた客土事業を取組んでいけるように考えていきたいというところでございます。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から、農業次世代人材投資事業の補助金の関係を説明をさせていただきます。

先ほど話が一部、条例改正の制定のところで話もありましたが、この事業につきまして、新たに経営を開始する方に対して国が助成する制度ということになっております。

1月12万5,000円支給するというので、夫婦で一緒になって新規で営農する場合は、その金額に1.5倍をするという形になります。

今回、予算で計上しておりますのは、1人12万5,000円の1.5倍で、今回、事業開始が1月1日からということになりますので、1月分、2月分、3月分という3ヶ月分を計上して、今回予算額として56万3,000円を計上させていただいているというところでございます。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 今、それぞれ説明いただきましたが、理解できました。

路線バスについては、走行キロ数によって計算されてくるということで理解しました。

次の客土に関しては、西札内育成牧場のところで、量は掘ってみないとわからないということですが、数万立米はあるのではないかとということで、さらに右岸地区も終わってしまったところも、これから左岸地区を終えてからでもできそうだとということで理解しました。

近年、干ばつの年が大変続いていまして、本当に石わらの農家さんにとっては待ち遠しい土ですから、何とか良い検査結果が出て、そういった方々に土が与えることができれば、本当に最高かなと思うので、祈るばかりであります。

ぜひよろしくお願いいたします。

それで3つ目の就農準備支援金、経営開始資金の件も理解しました。

配偶者でも1人分にはならないのですね。

2人で1.5倍ということで理解しました。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 私の方から2点ほど質問させていただきたいと思います。

ページで言いますと27ページ、鳥獣対策費の負担金補助及び交付金、有害鳥獣駆除補助金ということで、93万5,000円ほど計上されておりますので、それについて質問させていただきたいと思います。

当初予算では670万円ほどの計上だったかと思いますが、先ほどの説明では、クマの檻の設置が増えたということですか、アライグマ、それからシカの駆除頭数が増えているというようなことで増額をされているということなのだと思いますけれども、本年度まだこれからあるかと思いますが、これから先の見通しも含めた中でこの金額なのか。

今現在これだけオーバーして、この先についてはまたさらに補正をされるのかお伺いしたいということで、1点目についてはお願いしたいと思います。

それから2点目なのですが、これは補正の中ではないのですが、ページで言いますと33ページになろうかと思いますが、農林業費の牧場費ということで質問させていただきたいのですが、村長の村政執行状況報告等々の中で、大規模育成草地の本年度から余剰分の牧草ロールの販売というようなことで取組んでいるというようなことで説明があつ

たので、それについて、本年度進行中でございまして、まだ半分ほどの経過でございますので確定した数字ではないかと思っておりますけれども、本年、過去できた牧草ロール、販売に回せるような牧草ロールが何本ほど確保できて、金额的に掴みでいいので、どれぐらいの金額が確保できそうなのかというところで、把握している金額がございましたら説明していただきたいということをお願いしたいと思っております。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） 1点目の有害鳥獣対策費の部分でございます。

福原議員おっしゃるとおり、今後の見通しを含めた補正ということでご理解いただきたいと思っております。

今後、特別に増えない限りは、この予算で足りるかなという見込みで計算しております。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 執行状況の話の中に、村長述べさせていただきました今年度大規模草地育成牧場の余剰分の牧草ロールの販売についてですけれども、今手元に、ロール数の資料がないので、ロール数についてはあれですけれども、今ちょうど執行中でして、見込みとして、収入として700万円から800万円ほど、ちょっとまだ今動いている状況ですけれども、収入があるのではないかとということで今見ております。

この部分につきましては、今ちょうどその事業といいますか、販売を行っている途中ですので、額等が固まり次第、3月補正で収入の方、歳入の予算で計上したいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 1点目の鳥獣対策については理解いたしました。

今後増えてもこの金額の中でということで理解をいたしました。

近年、報道にもよくありますけれども、行政と猟友会の関係というようなところでは、この予算が十分でないというところで軋轢になっているというような状況も見られるので、この辺については、よく理解をしていただいた上で、この有害鳥獣駆除対策、それをしっかり行っていただきたいという思いでございますので、よろしくをお願いしたいと思っております。

また、2点目のロール販売の金額についても、途中でございますのではっきりした金額はわかりませんが、700万円から800万円ほどの牧草ロールが確保できて、それを村内の酪農家に向けて販売をされるというようなことで、言ってみれば牧場の入牧料に代わる収入を得ようという動きをされているということで、今後、道営事業等で草地なども増えて、言ってみれば収穫量を増やす取組みをされていくということでございますので、こういった取組みを続けて、何とかこの大規模草地の歳入の部分、それを増やしていく努力をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思っております。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 先ほど、ちょっと数字、手持ちで確定していなかった部分もありまして、現段階の今想定の数値だと、販売できる、自分のところで、牧場で使う分もありますので、そういったところを除いて販売できる部分で480個ほどのロールを販売しようとしています。

さらに、先ほど言っていた数字、金額なのですが、自分のところ、大規模で使ったりカーフゲートで使って、買うという部分もありますので、一般農家で販売する分につきましては、収入見込みとしては300万円ほどを見込んでいるというところでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

4 番木村議員。

○4 番（木村優子君） それでは一般会計補正予算の部分で何点かご質問をさせていただきます。

一般会計補正予算書の15ページ、i p a dで言うと18ページになるのですが、市町村交流事業費の部分で、負担金補助及び交付金の中札内村・川越市中学生交流事業交付金、こちらで20万円ほどの増額になっておりますけれども、その増額の理由について、まず確認をさせていただきます。

続きまして、17ページ、コミュニティ活動費の、こちら負担金補助及び交付金の行政区交付金になりますけれども、i p a dで言うと20ページになるのですが、こちらの増加の理由ですね。

行政区の活動、コロナが一旦落ち着いて、いろいろ行政区でも活動が増えてきているのかなと思うのですが、そういった活動の増加なのか、それとも防災の部分で新たにメニューを増やせて、その部分でも交付金、今年から出せるようになっているので、そのあたりでの増加によるものなのか。増加の詳しい内容をお尋ねいたします。

あと、もう1点、31ページ、i p a dで言うと34ページになるのですが、キッチンスタジオ及び改善センター管理費の工事請負費、改善センター暖房設備改修工事に伴いまして、村長の執行状況報告でもございましたように、改善センターが改修工事が終わって11月の23日から一般開放が行われていますけれども、大体利用者の把握というのはどのようにされるのか、ということですね。

特に予約などを必要としていないフリースペースですので、例えば、文化創造センターの図書館とかですと、図書数の貸出掛ける1.5倍でしたか。

何かきちんと積算の根拠があって入込客数というのを数えていると思うのですが、キッチンスタジオと改善センターというのはフリースペース2箇所ありますので、食事の談話室と、あと改善センターの方のフリースペースとありますので、そちらをどれくらい利用されているかというのをどういうふうに、例えば、今後、何か把握していくのかなというのと、あとは周知の方法ですね。

12月号の広報なかさつないでも、スペース開放、オープンしましたという形で記事は載っていて、SNSなんかでもいろいろPRはしていただいているのですが、例えば、中学生、この間模擬議会で3年生が話題に触れたように、調べてこういう施設があって利用していますという、そういう調べる機会があると中学生なんかもあると思うのですが、普段、小学生、中学生さんとかがどうやって知るのかなというのは、スマホとか持っていたらわかるのですが、そうではない場合はなかなかまだ知らない方もいらっしゃるのでは、全体的な、今周知の方法どうされているのか。

あと、個別で今後、例えば団体だったり、グループだったり、学校通してなりで何か周知を行っていくようなお考えがあるのかどうかについても併せてお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 私の方からは、中札内村・川越市中学生交流事業交付金の増額の主な要因についてお答えします。

主な要因としましては、航空券代の高騰というのがございました。

当初予算算定時は、令和5年度実績参考に予算計上させていただいたのですが、その時が4万9,000円代、実績でありましたけれども、1人当たり。

6年度実際には7万円代になったということもありまして、その分、予算に不足が生じたということでございます。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 私の方からは、行政区交付金の追加について答弁させていただきます。

行政区交付金の中には、行政区特別活動交付金に関する今回補正ということで、実際の申請というのは、2月に申請いただいて3月に助成するという形で、厳密にはまだ申請上がってきていない状況でございますけども、先ほど議員おっしゃったとおり、6年度から行政区が行う防災推進活動については、1事業につき1万円ということで、2事業までできるように改正をしてきているところで、今回、申請まだ上がってきてませんけども、事業としてもうすでに押さえている部分でお知らせしたいと思っておりますけども、5月に中島地区の方で、東戸蔭、西戸蔭、中戸蔭、新札内、新札内南の行政区で、地区の清掃活動と併せて中島農業センターの非常用発電機の接続訓練というのを併せて実施していただいていたので、これらの活動についても交付金の対象となりますし、それから11月にも上札内地区で非常用発電機の接続訓練等も行っております。

また、共栄では、防災講話ということで職員を派遣して、防災に関する講習会等も行っていますので、それらは新たに増えた部分もございます。

また、先ほど議員の方も少しお話していただきましたけども、コロナも大分収まってきたということで、昨年は19行政区から特別活動交付金という申請が上がってきていたのですが、徐々に活動も増えてきているという話聞いています。

特に高齢者活動もちょっと戻ってきているという情報も入ってきていましたので、それらもちょっと見込みも含めて、今回30万円という金額で補正をさせていただいたところです。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から、改善センター及びまちなかキッチンスタジオのフリースペースの利用者の把握と、SNS等での周知方法についてですけども、まず、利用者の把握については、現状も指定管理者の方が概ねの数字でフロアを利用しているという数でしかちょっと確認、把握できていないというところではあります。

今後に向けてですけども、利用者をどうやって把握するかということで、例えば、カウンターを設置するという方法もあるでしょうし、利用頻度、定期的に指定管理者が、例えば確認をするという方法もあるのかもしれませんが、その手法については、今後ちょっと検討して、例えばカウンターを設置するとなると新たな費用負担が発生したりする場合もありますので、どういう利用者の把握方法がいいのかというのは、今後も指定管理者と詰めていきたいなというふうに思っております。

ただ、先日の模擬議会で実際に中学生の方が質問されまして、それ以降ですけども、中学生の方が放課後、改善センターのフロアを实际利用しているということで報告も伺っておりますので、今、広報とSNSではフリースペース使えますという周知行っておりますけども、まだまだ住民周知、行き届いているとは思いませんので、今後はあらゆる機会を通じて、改善センターの1階はフリースペースなので、広く使ってくださいという周知はしていきたいというふうに思っています。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） まず、1問目の市町村交流事業費の増額理由については、航空運賃の上昇ということで、これは交付金というのは児童1人につきおいくらという形で、今回

1月に10名の中学校1年生の方が川越に訪問される予定だというふうに、先ほど教育長の方からご報告あったのですが、その4万円、さっき7万円代になったというふうに話していたのが、1人の金額ということで増加したのかというのと、あと、交付金自体は村から出ている分ですが、参加者の負担金も恐らくお支払いしていただいて事業に参加されているかなと思いますので、その分の例えば追加の増額なんかはされたのかどうか。もしくは考えておられるのかどうかというのを再度確認をさせていただきます。

コミュニティ活動費に関しましては、内容理解いたしました。

高齢者の方の活動も増えているというのと、あとは防災意識の向上ですとか、行政区内の地域の実情に合わせた防災訓練というのを今後は考えていきたいということでしたので、とても大事な事かなと思いますので、引き続き行政の方からも呼び掛けをお願いできたらなと思っております。

キッチンスタジオの方は、なかなかちょっと把握、私も難しいなと思ったのですが、ただ、実際に放課後だけではなくて、土日、中学生と一緒に勉強したり、ちょっとWi-Fiの環境もあるので、ゲーム機を使ってちょっと集まってみたりというのも実際に聞いています。

議会の方で住民の方との意見交換会の際にも、子どもたちが気軽に立ち寄って集まれるような場所というのをぜひ設けてほしいというようなご要望もあって、ちょうどその改善センターのフリースペースが良い場所になるのかなというふうに思っているのですが、できれば、私たち議員の方でもこういう形で使いましたでありますとか、ほかのイベントでも使ったのを今SNSで上げたりもしているので、ちょっと周知方法、おっしゃられたみたいに工夫しながら、なるべく多くの方に使っていただきたいとは考えております。

私の方でも、把握の仕方はやっぱりちょっと難しいかと思うのですが、どういう方が使っているのかというのがわかれば、また仕掛けも考えやすいかなと思いますので、ずっと把握する必要はないかもしれないのですが、ある一定落ち着くまでは、どういった方がどういう利用目的されているのかなというのは把握も、ある一定必要かなと思いますので、ちょっとその手法については検討していただきたいと思います。

お願いします。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 先ほど申し上げた7万円代になったというのは、1人当たりの金額になります。

また、木村議員おっしゃるとおり、生徒から負担金ということでお金をいただいておりますけれども、こちらにつきましては、令和5年度よりも1人当たり5,000円程度、こういった高騰もありましたので増やさせていただいております。

満額そこに生徒の負担ということにしていると、参加する生徒の負担も増えてしまいますので、今回は1人当たり5,000円を負担金を値上げしていると。

教育委員会とも協議しながら、そのようにしております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） それでは2点ほどお伺いいたします。

1点目は歳入の方の11ページでお伺いいたします。

道の地域づくり総合交付金の1,500万円の三角分ですね。

これについてですけれども、先ほど説明を聞いておきますと、このハーベスターのこういった助成というのは、国の補助事業に該当するのではないかと。

道の補助金の要綱を満たさなくなったということで、この1,500万円が道の方からいただけなくなったということだと思うのですけれども、これは中札内農協が実施主体であるわけですから、9,000万円ほどの事業費だったと思います。

そのうちの3分の1を村が補助するというので、村の財源としては1,500万円を道のその地域づくり交付金、それと、あと残りの1,500万円は村の食と農業振興基金から充てて3,000万円を農協に助成するということだったと思います。

それで3月の予算の時にも、財源の内訳としてそのように道の方の地域づくり交付金で1,500万円載っていたわけなのですが、そこに載っているということは、もう早くに道の方の確約をいただいていたから多分予算書の方に載せたと思うのですけれども、それがなぜか今回、途中で道の方は出せませんよということになってしまったと。

国の方の補助金に該当するのではないのということで、出せないということになったのですけれども、どうも何かちょっと自分としても納得いかないし、執行者側の方々も多分納得はしていないと思うのですけれども、その辺いつごろこれは、この地域づくり交付金が該当にならないという連絡があったのか。

その辺をちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

あともう1点は、27ページの保健衛生費の一般職の人件費のところちょっと1点お伺いいたします。

これ、住民課なのか保健福祉なのかちょっとよくわからないのですけれども、職員手当の中の時間外勤務手当で105万1,000円ほど、今回見ております。

多分当初の予算で見ていた分に近付いてきたのか、今後またそういった時間外労働が出てくるだろうという予想で105万1,000円ほど見られたのではないのかなというふうに思うのですけれども、これ、かなり大きい金額なのですけれども、どういった、何か今後そういった何かかなり忙しい仕事が出てくるのかどうなのか。

その辺どういってこの105万円あたりを見られたのか、もしわかれれば教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、1点目の歳入の地域づくり交付金の関係は、財源が馬鈴しょのハーベスターの導入費用に係る補助ということもありますので、私の方から説明をさせていただきます。

馬鈴しょ高能率収穫支援事業、これ農協の、先ほど宮部議員がおっしゃったとおり、農協の事業に対して村がその3分の1を補助し、その財源の2分の1を道の地域づくり総合交付金を活用して導入支援ができないかということで、当初見ていたところです。

地域づくり総合交付金につきましては、予算では活用するというので、基本的に国庫補助で該当しなければ、道費の補助が基本的には使えるという制度になっていましたので、当初予算でもそれを見込んだ上で予算措置をしてきたところです。

年度が変わりまして、実際に道の方の交付金のヒアリング等が始まったのがちょうど6月ぐらいという形になります。

道のヒアリングを行っている際に、道との協議の中では、馬鈴しょハーベスター自体は基本的に国庫補助、例えば、強い農業づくり交付金ですとか、産地パワーアップ事業ですとか、そういった国庫補助事業に可能なメニューであると。

うちとしては基本的に現状の作付体制を維持するというので、今回、農協さんとお話

をしながら、維持拡大するためにハーベスターを入れるということで、この事業を計画してきたところですけども、ただ、国庫補助事業の場合、どうしても、例えば、産地パワーアップ事業で同機械を入れようとする、例えば作付面積を5%アップするですとか、あるいは、費用対効果を生み出すために経費を例えば15%下げるとか。

ただ、そういうことが必要になってくるのですけども、ただ現状、例えば馬鈴しょの作付面積が5%いかない場合というのは、当然国庫補助には対象になりませんので、村としては、そういった場合は国庫補助対象外ということで、この補助金が使えないのではないかということで道とは協議をしてきたのですけれども、基本的に道の方としては、国庫補助金が対象になるので、基本的にはその基準を下回っているから道の補助金ということではないという見解もあって、今回、地域づくり総合交付金の方は非該当といいますか、不採択となったところでございます。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） 私の方から、時間外勤務手当の関係でお話させていただきたいと思います。回答させていただきたいと思います。

こちらの方、住民課の所管になります。

通常業務に合わせて、この間、先ほども説明したのですが、健康保険証の廃止に伴いまして、それに係る準備というのもございまして、システム改修ですとか、住民周知、広報ですとか、いろんなものの周知方法、あと、福祉施設への対応ですとか、あと条例改正等々いろんな業務が増えてきているということで追加補正させていただいております。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 地域づくり交付金ですけども、ある程度、3月の予算の段階とかその前においては見込みで、多分該当になるだろうといううちの村側の見込みで載せたようにも聞こえたのですけれども。

でも、ある程度は道と、その前に打合せはしていないのかなというふうに思うのですけれども、そこがどうだったのか。

ただこちら側の見込みだけでそういった財源として見込んでいいのかどうなのか、ちょっと今聞いていて不安に思ったのですけれども。

多分これ道の方の言い分として、国の補助の方に該当になると言われたということですけども、この農協の事業自体はもう進んでいるのですよね、春からというか、ある程度メーカー側とも交渉して進めてきている中において、それが途中、6月のヒアリングの段階でだめですよということになって、結局は村の丸々3,000万円村が負担をして、農協に助成するという形になってしまうのですけれども、多分、道の方もこの澱源馬鈴しょの今需要が伸びているですとか、澱源馬鈴しょの面積が減っているというようなこともわかっていて、その辺は理解をしてくれていると思うのですけれども、それでもやっぱり国の方の事業を使いなさいというのがどうも私も理解できないのですけれども、その辺、ヒアリングの段階でもっと強く言えなかったのかどうなのか。

ちょっと今、道の方も今年いろいろ国への還付金なども生じてかなり厳しいのかもしれませんが、それは関係ないと思いますけれども、何かちょっと腑に落ちない点が多いなというふうに思います。

あと、一般職の時間外勤務手当ですけども、確かに健康保険証ですとか、いろいろ事業も多くなっているということで、若干は多めに見えているとは思いますが、これは多分、また余れば3月ごろまた、三角で出てくるので、これ以上は追及しませんけれども、いろいろ理由があって、このぐらい見たということで理解はいたします。

ただ、道の補助金についてはちょっと、執行者側もちょっと納得はしていないのかもしれませんが、どうも腑に落ちない点が多いなというふうに私は感じます。

○議長（中井康雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 2時55分

○議長（中井康雄君） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 当初予算編成の段階で、道の総合交付金の対象メニューの確認がされた時に、初めてこの農業関係の分野の事業対象メニューが膨らんだ、拡大されたということもあって、当時、元々は基金か何か使わないとどっちにしてもこの事業、補助できないかなとは思っていたのですが、広がったこともあって、新規メニューだということもあるので、結果的に当初予算の段階では、2分の1だけでも道の補助金を見込んで予算計上しようって、そこから始まっています。

だから実際に要望はその後なので、総合交付金の方の、道の補助金はですね。

だからそこで確約を完全に得ていたわけでは、現実的にはなかったということです。

ですから、道がその時に「うん」って言ったのに、結果的にそれが反故されたということでもない。

財源として可能性がある部分については、要望であっても、当初予算の段階で載せるものは載せていますから、歳入は。

そうでないと当初予算すべて補助の交付決定を受けてからではないと歳入予算見れないということになると、歳入全部一般財源なり基金から取り崩さないと財源調整できないこととなりますので、ある程度、その見込みあるのでないかということもあって、その分については総合交付金、だから結果的にそれが不採択となったということになれば、村とすれば、食と農の基金、財源充当するしかちょっとなかったというのが実態でございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） なければ、これで質疑を終わります。

議案第70号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第70号、令和6年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 7 1 号、令和 6 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 2 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 7 2 号、令和 6 年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 3 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 7 3 号、令和 6 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 4 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 7 4 号、令和 6 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 4 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日１１日と１２日の２日間、議事日程の都合により休会とし、１３日午前１０時から本会議を再開したいと思います、このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、明日１１日と１２日の２日間は休会とし、１３日午前１０時から本会議を再開することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 ３時００分